

## 員弁中学校ほか3校LED照明器具等賃貸借仕様書

### 1 業務名

員弁中学校ほか3校LED照明器具等賃貸借

### 2 業務目的

員弁中学校ほか3校の照明器具をLED照明器具に交換することにより、学校における消費電力の削減、照明器具の維持管理費の削減及び温室効果ガス排出量の削減を図る。

### 3 業務内容

- (1) LED照明器具等の調達（取替えに必要な部品を含む。）
- (2) LED照明器具等の取替工事
- (3) 既設照明器具等の不要な機器の撤去及び処分
- (4) LED照明器具等の維持管理（令和6年9月1日から令和11年8月31日に限る。）

### 4 履行場所

三重県いなべ市員弁町大泉新田 1739

員弁中学校 校舎

三重県いなべ市藤原町市場 491

藤原中学校 校舎及び屋内運動場

三重県いなべ市北勢町東村 30-1

治田小学校 校舎及び屋内運動場

三重県いなべ市員弁町大泉 1201

員弁東小学校 校舎及び屋内運動場

### 5 履行期間

#### (1) 契約期間

契約締結日から令和16年8月31日まで

#### (2) 賃貸借物件の納入期限

令和6年8月31日

#### (3) 賃貸借期間

令和6年9月1日から令和16年8月31日まで

#### (4) 賃貸借契約期間後の設備の取扱い

賃貸借物件については、賃貸借契約期間の終了後、原則としていなべ市に無償譲渡するものとする。

## 6 LED照明器具等の数量及び設置場所

別表「LED照明器具仕様及び数量一覧」

配灯図及び照明器具姿図

## 7 LED照明器具等の仕様

### (1) 共通

- ア LED照明器具は別表「LED照明器具仕様及び数量一覧」に示す製品と同等以上の性能を有するものとする。また、交換方式は記載の通りに行うこと。
- イ JIL5004「公共施設用照明器具」に登録対応機種を持つ国内メーカーの製品とすること。  
(確認日：2024年1月15日時点のもの)
- ウ ISO9001（品質）の認証取得工場で製造していること。
- エ ISO14001（環境）の認証取得工場で製造していること。
- オ LED照明器具、照明部材等は、未使用品であること。
- カ 光源（LED）寿命は、40,000時間以上の照明器具とすること。  
また、次の仕様を満たすこと。
  - a 光束維持率 70%
  - b 色温度 別表を参照
  - c 平均演色評価数 Ra75以上
- キ LED照明器具等には、本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付すこと。
- ク LED照明器具等は、事前に機器図面等を提出し、発注者の承諾を得ること。また、設置後に出荷証明書の写しを提出すること。

### (2) 体育館照明

無線通信機能付照明器具とし、調光制御を行えること。下記仕様に記載の通りとする。

項目	仕様
調光方式	無線で制御できるものとする。
操作方式	汎用タブレット及びリモコンで操作できるものとする。（専用タブレットは不可とする）
タブレット	タブレット1台につき、LED照明器具500台以上を制御できるものとする。
スケジュール管理	1分単位以内でのスケジュール設定ができるものとする。
通信制御範囲	制御機器からLED照明器具までの通信距離は15メートル以上とする。
消費電力	調光器具については、別表に記載する光束へ調光した場合に、指定の消費電力を満たすものであれば良い。

その他	<p>ア 既設の無線LANの運用に支障をきたさず、使用する無線のチャンネルは変更可能であること。</p> <p>イ タブレットについては、落下時に破損しないよう保護カバーを取り付けるなど必要な措置を講ずること。また、画面の傷防止措置をとること。</p> <p>ウ タブレットの設置、保管場所等については、後日相談の上決定すること。</p> <p>エ タブレット設置場所付近に、タブレット操作に関する簡易マニュアル（A4サイズ両面1枚程度を目安）を設置すること。</p>
-----	--

(3) 適用基準及び規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

ア J I S 規格

- JISC62504 一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
- JISC7801 一般照明用光源の測光方法
- JISC7550 ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
- JISC8105-1 照明器具－第1部：安全性要求事項通則
- JISC8105-2-1 照明器具－第2－1部：定着灯器具に関する安全性要求事項
- JISC8105-2-2 照明器具－第2－2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
- JISC8105-2-22 照明器具－第2－22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
- JISC8105-3 照明器具－第3部：性能要求事項通則
- JISC8105-5 照明器具－第5部：配光測定方法
- JISC8147-2-7 ランプ制御装置－第2－7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
- JISC8147-2-13 ランプ制御装置－第2－13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
- JISC8152-1 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第1部：LEDパッケージ
- JISC8152-2 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
- JISC8152-3 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法
- JISC8153 LEDモジュール用制御装置－性能要求事項
- JISC8154 一般照明用LEDモジュール－安全仕様

JISC8155 一般照明用LEDモジュール性能要求事項

イ 電気用品安全法（PSE）

日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

8 工事（設置）仕様

(1) 契約後、次の書類を速やかに作成し、発注者に提出し、施工方法等について協議すること。

ア 実施工程表

イ 施工体制台帳・施工体系図

(2) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議するものとする。

(3) 工事の着手、施工及び完成に当たり、官公署その他への必要な届出手続等を直ちに行うこと。

(4) 施工中は、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

(5) 停電作業、足場、仮囲い等については、関係法令に基づき適切に施工管理すること。

(6) 照明器具については、落下等の危険がないよう安全に設置すること。

(7) 既存施設及び什器等に毀損がないよう適切に養生すること。

(8) 工事期間中は、発注者及び施設管理者と常に連絡及び調整を行い、施設運営に支障のないよう配慮すること。

(9) LED照明器具等の設置前後に、発注者が指定する箇所で照度測定を実施すること。

(10) 撤去した既存照明器具等については、受注者が関係法令を遵守し、適切に処理すること。また、PCB等有害物質を含む材料が使用されていることが確認された場合は、速やかに発注者と協議すること。

(11) 設置作業完了後、完成図、工事写真、保全に関する資料（機器の取扱説明書、保守体制表等）及びLED照明器具等の賃貸借物品一覧を発注者が指定する日までに提出するものとする。

(12) その他、LED照明器具等の設置における機材、施工、試験については、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修に準拠すること。

(13) 基本的な作業可能日時は以下の通りとする

7月22日～8月31日 9時～17時

土曜日、日曜日、祝日、お盆期間（8月13日～16日）は除く。

ただし、発注者が許可した場合は例外とする。また、これ以外の箇所については都度協議とする。

## 9 賃貸借物品の保守等

- (1) 契約期間中におけるLED照明器具等の不点灯、規定された光束維持率未滿となることその他の不具合が発生した場合は、受注者の責任において交換又は修繕を行うこと。なお、その費用については、賃貸借期間開始日から5年間は無償とする。
- (2) 受注者は、LED照明器具等の設置後から賃貸借期間終了までの間、保険（新価特約付き動産総合保険等）に加入すること。
- (3) 受注者は、賃貸借期間中の維持管理に係る保守体制について書面で発注者に届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者に届け出ること。

## 10 賃貸借契約について

- (1) 賃貸借期間  
令和6年9月1日から令和16年8月31日までとする。
- (2) 賃貸借料支払い条件  
毎月末締めとし、請求書受理後30日以内に支払うものとする。
- (3) 賃貸借契約に含まれる事項
  - ア LED照明灯の灯具及び設置に必要な附属品一式
  - イ LED照明器具等の取替工事に係る工事費
  - ウ 既存照明灯等の処分費用
  - エ 賃貸借金利及び保険費用（動産総合保険等）
  - オ 維持管理費用（賃貸借期間開始日から5年間）

## 11 賃貸借契約後の設備の取扱いについて

賃貸借期間終了後の設備一式は、原則として発注者に無償譲渡するものとする。

## 12 特記事項

- (1) 契約の履行に当たって受注者（下請負人を含む。以下同じ。）が、いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成28年いなべ市告示第119号）第1条に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次に掲げる義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、不当介入による

被害を受けているときは、速やかに被害届を警察に提出すること。

ウ 発注者へ書面により報告すること。

- (2) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

### 13 その他

- (1) 設置した箇所から順次、賃貸借期間の開始日前に、LED照明器具等の仮使用を認めること。
- (2) 現場確認を希望する場合は、いなべ市教育委員会事務局教育総務課（0594-86-7843）へ事前に連絡の上、日程調整をすること